

令和元年度第5回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年8月20日(火) 午前9時30分～午前11時10分
- 2 場 所 山口市役所(山口総合支所) 第10・11会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員(農業委員24名中22名:推進委員6名)
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、田戸 洋志、恒富 竹司、
徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子、
藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

池田 善治、重枝 隆、勝本 紘、繁村 勝正、徳田 敦之、
山根 久子

(2) 欠席委員(2名)
河村 吉人、山見 智盟

(3) 事務局
末貞局長・吉村参事・福井副主幹・岩本

(4) 会議傍聴人
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名

(2) 議案審議

(3) その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和元年度第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

海地 博志 委員 及び 片山 潤之 委員

をお願いいたします。

それでは、前回の総会で審議を保留しました令和元年度第4回総会農地法第5条議案第52号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、令和元年度第4回総会農地法第5条議案第52号、阿東徳佐上です。

この事案につきましては、前回の総会において、資金計画の不備により計画の実現性に問題があるため、審議保留としておりました。

このたび、事業実施者を農地所有適格法人の代表者から当該農地所有適格法人に変更され、資金計画が整いましたので審議をお願いします。

申請内容を改めてご説明します。

申請地は、JR船平山駅から東へ950mに位置する、農用地区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、農地所有適格法人です。

農作業の利便性をあげるため、申請地を取得し乾燥調製作業施設を新設すると共に、既存の乾燥調製作業施設においては、米の保管庫として引き続き使用するものです。

以上で前回保留しました農地法第5条許可申請に係る議案の説明を終了します。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

阿東地区委員

問題ありません。

議長

事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

前回保留分に係る議案第1号については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

(意見なし)

議長

それでは、以上で議案第1号に係る議案審議を終わります。ただいま審議しました議案第1号について、採決を行います。

「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました議案第1号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

続きまして、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは2ページをお開きください。

合わせて、参考位置図2ページをお開きください。

議案第2号、仁保中郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから北東へ1.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

共有者の持分を移転し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は69アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた

農地」に該当しません。

議案第3号、仁保下郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから南西へ2.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、申請地を取得し農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は4,765アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.7から1.8kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、189アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.7kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、196アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.7kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、131アールとなり、また農地法第3条第2項の各

号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから南へ2.2kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、現在利用権を設定し耕作している農地等を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は2,867アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第8号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから南へ3kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、2,877アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第9号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北へ500mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

申請地を取得しみかん栽培を行い、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、59アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、秋穂東は取り下げられました。

事務局

議案第11号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から北西へ340mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地及び徳地総合支所から南西へ390mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼家畜人工授精師です。

耕作や家畜の飼育を行うため、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は42アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第12号、徳地引谷です。

申請地は、仁保地域交流センターから東へ4.1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、防府市内に居住し、農業を営む者です。

現在耕作している農地近くの申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は60アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第13号、徳地八坂です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北西へ540から620mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地及び徳地地域交流センター八坂分館から東へ180mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は581アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の許可申請に係る議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願ひします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員	問題ありません。
川東地区委員	議案第10号は取下げ。その他は問題ありません。
徳地地区委員	問題ありません。
議長	<p>事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。</p> <p>農地法第3条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。</p>
A委員	<p>2号議案について、仁保の●●さんという方が譲り受ける件ですが、この方は申請地を共有されていた●●さんという方の娘さん夫婦になります。この●●さんという方が亡くなって相続の問題となり、兄弟の中の一人が主人と一緒にこちらへ帰ってくるということで相続されました。議案に記載されているように譲渡人が持分の5分の4を保有していましたが、譲渡人は都会に住んでいるためか高い価格を提示されました。それから、2～3年がかりでやっと話が決まったものです。そのため価格も他に比べて高いという問題もあったかと思ひます。管理者が亡くなったところで、娘さんご夫婦が帰ってこられて管理を一生懸命されておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>A委員さん補足説明ありがとうございました。他にはございませぬか。</p> <p>【意見なし】</p>
議長	<p>ないようですので、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第2号から議案第9号、及び議案第11号から議案第13号について、一括で採決を行います。</p> <p>全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【委員挙手（全員）】</p>
議長	<p>全員挙手と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第2号か</p>

議長

ら議案第9号、及び議案第11号から議案第13号については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは10ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図17ページをお開きください。

議案第14号、富田原町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北東へ490mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住する農業兼公務員です。

既存の貸駐車場が市道の拡幅の範囲に当たり、貸付台数が減るため、代替の貸駐車場を整備するものです。

議案第15号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ2.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしく願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員	問題ありません。
川東地区委員	問題ありません。
議長	<p>事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。</p> <p>農地法第4条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。</p>
議長	<p style="text-align: center;">【意見なし】</p> <p>それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。ただいま審議しました農地法第4条に係る審議について、採決を行います。農地法第4条に係る申請について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p style="text-align: center;">【委員挙手（全員）】</p> <p>全員挙手と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。</p> <p>それでは、12ページをご覧ください。 合わせて、参考位置図19ページをお開きください。</p> <p>議案第16号、大内長野です。 申請地は、山口インターチェンジから北へ1.4kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。 申請人は市内に居住し、家電販売業を営む者です。 自宅兼店舗が手狭になったため、申請地を取得し店舗・駐車場及び資材置場とするものです。 なお、この事案につきましては、議案第65号の事業計画変更が同時に申</p>

請されていますので、合わせてご説明します。34ページをご覧ください。
議案第65号、大内長野、事業計画変更です。

譲渡人は、平成21年5月26日付けで自己用住宅を目的とした農地法第5条の許可を受け、申請地を取得しましたが、その後、同居予定の息子が都合により同居できなくなり、融資も受けられなくなったため、建築を断念し譲り渡すものです。

12ページにお戻りください。

議案第17号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ1.6kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

自己が経営している会社の事業拡大に伴い、現在会社へ賃貸をしている資材置場の隣接地を取得し、資材置場及び駐車場を整備し貸し付けるものです。

議案第18号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、製造業を営む法人です。

安定した飲料水の供給を行うため、豊富な地下水脈のある申請地を取得し、ポンプ施設の新設を行い、また周辺の既設ポンプ施設と併せて維持管理を行うための資材置場を整備するものです。

議案第19号、大内長野です。

申請地は、大内地域交流センターから北東へ1.4kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市佐伯区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第20号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、周南市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第21号、大内長野です。

申請地は、大内地域交流センターから東へ930mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、近隣の開発地の売れ行きも好調で、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時に施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第22号、大内氷上二丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから西へ720mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、東京都品川区内に本店を有し、販売業を営む法人です。

申請地周辺は、住民や人通りが多く、コンビニエンスストア営業に適しているため店舗を建設するものです。

議案第23号、大内氷上七丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから北東へ270mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住環境に恵まれ、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第24号、大内千坊四丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.3kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、建設業を営む者です。

現在使用している資材置場が手狭であるため、申請地を取得し資材置場及び駐車場とするものです。

議案第25号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第26号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第27号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第28号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第29号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第30号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第31号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第32号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第33号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第34号、古熊一丁目です。

申請地は、JR上山口駅から南へ530mに位置する、用途地域内にある

第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、住環境に恵まれており、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第35号、荻町です。

申請地は、山口市役所から西へ1.4kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は市街地に近く、交通の便が良く、需要が見込めるため宅地分譲をし、一部は貸駐車場を整備するものです。

議案第36号、元町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、住環境に恵まれており、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第37号、吉敷佐畑五丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから西へ770mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、建設業を営む者です。

自己の営む建設業で資材置場が必要であるため、申請地を借り受け、資材置場とするものです。

議案第38号、維新公園五丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南東へ350mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街で、近隣の住宅地も売れ行きが好調で、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第39号、朝田です。

申請地は、大歳地域交流センターから西へ320mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第40号、平井です。

申請地は、平川地域交流センターから北東へ600mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住環境に恵まれており、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第41号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南へ580mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、愛知県名古屋市昭和区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

なお、この事案につきましては、議案第66号の事業計画変更が同時に申請されていますので、合わせてご説明します。

35ページをご覧ください。

議案第66号、秋穂東、事業計画変更です。

譲渡人は、平成31年2月28日付けで、太陽光発電設備の設置を目的とした転用許可を受けましたが、事業の採算性、効率性の観点から事業の実施について再検討していたところ、譲受人から申し出があったため、事業の承継を行うものです。

23ページにお戻りください。

議案第42号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第43号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、愛知県名古屋市昭和区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

なお、この事案につきましては、議案第67号の事業計画変更が同時に申請されていますので、合わせてご説明します。

35ページをご覧ください。

議案第67号、秋穂東、事業計画変更です。

譲渡人は、平成31年2月28日付けで、太陽光発電設備の設置を目的とした転用許可を受けましたが、事業の採算性、効率性の観点から事業の実施について再検討していたところ、譲受人から申し出があったため、事業の承継を行うものです。

24ページにお戻りください。

議案第44号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、愛知県名古屋市昭和区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

なお、この事案につきましては、議案第68号の事業計画変更が同時に申請されていますので、合わせてご説明します。

35ページをご覧ください。

議案第68号、秋穂東、事業計画変更です。

譲渡人は、平成31年2月28日付けで、太陽光発電設備の設置を目的とした転用許可を受けましたが、事業の採算性、効率性の観点から事業の実施について再検討していたところ、譲受人から申し出があったため、事業の承継を行うものです。

24ページにお戻りください。

議案第45号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、愛知県名古屋市昭和区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

なお、この事案につきましては、議案第69号の事業計画変更が同時に申請されていますので、合わせてご説明します。

36ページをご覧ください。

議案第69号、秋穂東、事業計画変更です。

譲渡人は、平成31年2月28日付けで、太陽光発電設備の設置を目的とした転用許可を受けましたが、事業の採算性、効率性の観点から事業の実施について再検討していたところ、譲受人から申し出があったため、事業の承継を行うものです。

24ページにお戻りください。

議案第46号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南西へ380mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、愛知県名古屋市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業に参入するものです。

議案第47号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北へ490mに位置する、公共施設から比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、周南市内に居住する公務員です。

申請人は現在借家住まいで、今後家族が増えることも考え、勤務の都合上最も適した申請地に自己用住宅を建設するものです。

なお、申請地の一部は、平成30年3月に農地法の許可を得ることなく、道路として舗装されたものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後、農地法を遵守する旨の始末書が提出され、転用済み部分も自己用住宅の敷地として利用されるものです。

議案第48号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ830mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第49号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐北区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第50号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、山梨県北杜市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第51号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ1.2kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

水道工事業をはじめるとあたり、資材置場が必要となるため、親の所有地のうち、自宅から近く、市道沿いで交通の便も良い申請地を譲り受け、資材置場とするものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

また、申請地は、平成31年3月に農地法の許可を得ることなく、倉庫を設置されたものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第52号、佐山です。

申請地は、JR本由良駅から西へ580mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

なお、この事案につきましては、一体的に利用する農地について農地法の規定による許可申請書が提出されておらず、現時点では実現が確実と認められません。また、申請者からは残りの農地について、後日許可申請書を提出される旨の連絡を受けておりますので、審議保留とするものです。

議案第53号、小郡山手上町です。

申請地は、小郡総合支所から北へ540mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は国道に近いため交通の便が良く、また、学校、商業施設、病院等も近く需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第54号、徳地小古祖です。

申請地は、徳地インターチェンジから北東へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第55号、徳地小古祖です。

申請地は、徳地インターチェンジから北東へ730mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第56号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から北へ610mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第57号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から北へ540mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第58号、徳地柚木です。

申請地は、徳地地域交流センター柚野分館から北東へ3.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第59号、阿東生雲東分です。

申請地は、JR三谷駅から南西へ370mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第60号、阿東生雲東分です。

申請地は、JR三谷駅から南西へ230mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

事務局

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案61号、阿東地福下です。

申請地は、JR三谷駅から南へ280mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第62号、阿東地福下です。

申請地は、JR三谷駅から東へ310mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第63号、阿東地福下です。

申請地は、JR三谷駅から東へ370mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

以上の農地法第5条の議案第16号から議案第51号、及び議案第53号から議案第63号につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

議長	なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
北部地区委員	問題ありません。
中央地区委員	問題ありません。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	議案第52号は保留。その他は問題ありません
徳地地区委員	問題ありません。
阿東地区委員	問題ありません。
議長	<p>ただいま、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。</p> <p>農地法第5条に係る議案第16号から議案第51号、及び議案第53号から議案第63号は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。</p>
B委員	<p>知識不足のため教えてください。一つ目は議案50号です。譲受人さんは住所が山梨県で、会社員をされている方です。売電事業のために土地を譲り受けられるわけですが、今まで電力関連の会社がしてきたようなことを個人で行うことについては不思議に思いました。</p> <p>もう一点は議案第66号、67号、68号の辺りになります。売電事業に参加して施設を作った企業が太陽光による発電事業が上手く回らなくなりそうになって、次の段階として他の企業に売却や譲渡することについてです。私としてはこういうケースを初めて見たものですから、このような事態が今後もどんどんと起こり得るのだろうかと思っています。というのも、私も家の屋根の上に太陽光発電パネルを据えています。私どもがそれを設置したときにはまだ売電価格が40数円/kWhでした。今となっては7円/kWh程度まで下がるというようなことを聞き、そういったことになると議案第66号、67、68号のような事例が今後は大量に起こるのではないかという気がしています。そういったことについてどう思われるのか、経験・知識が</p>

B委員

豊富な方々にお聞きしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

C委員

今の御質問の内容に関連付けて質問をさせていただきます。私もよく分かっていないのですが、当初は売電事業をするということで農地を購入された方の経営が上手く回らないことから、次の方に譲るということで計画変更が出されています。当然、隣接地権者や農業者にとっては当初の約束で話をされているものが、事業主（経営者）が代わることで隣接農地の所有者から了解を得る、もしくは話し合いの場が設定されるということはあるのでしょうか。そういったことについて義務的な事項があるのかないのか、おそらくないと思います。とはいえ、第三者に土地が渡ることですのでその周辺の対応や実務についてご指導を願いたいです。

議長

事務局から何かございますか。

事務局

事務局から補足説明いたします。最初にB委員さんから御質問いただきました議案第50号です。個人の会社員さんが取得されることを疑問に思われるということでしたが、現在インターネット等において投資目的で個人の方を募って「売電事業を行いませんか」というようなご案内等をよく見かけます。新聞の折り込みチラシ等でもそういったものがあるようです。太陽光発電の設置工事をされる業者さんが個人を募って、譲受人さんが目ぼしい土地を購入するといった背景から個人の方が参入されるということがこれまでも何件かございました。今回もそのようなケースに該当すると思われま

す。続いてB委員さんからいただいた二つ目の御質問の事業計画変更についてですが、説明が少し不足していたところもあり申し訳ございませんでした。こちらの事業計画変更につきましては、工事はまだ着工されておりません。前の譲受人さんはまだ工事を着工されていない状況で、元の事業実施者さん（今回の譲渡人さん）が採算性の高いところに集中していきたいという考えの中で、他の業者さんが「そういった事情ならばこちらの土地を譲ってください」という話に至ったと伺っております。

「今後はこういった変更が増えるのではないか」というご指摘もございましたが、パターンとしては先ほどお話したような「業者さんが工事をする前提で、最初から、どなたか買いませんか。」というパターンが多いです。今回の事業計画変更は珍しい案件であると思います。工事をされる方と最終的に売電事業をするために購入される方が異なるパターンとして、本事案のような事業計画変更以外では、最初から他の方を募るパターンと、工事は取り

事務局

敢えず譲受人が終わらせ、その後に売却されるケースもあるかと思えます。この場合も農地転用は譲受人が完了させているので、その後の売買については農地法の許可を必要としません。したがって、事業計画変更を要しない事案が多い中で、事業計画変更が出されるのは珍しいと思えます。

併せてC委員さんからも御質問がございましたが、周辺の方々に事情説明をする義務というものはありません。実際のところ「周辺の方々への説明はどうするのか」という御質問は多くの委員さんからいただきます。事務局でも事業の実施者さんへ具体的な状況をよく聞き取りいたしますが、「工事をされる際には周辺の方々に説明されると伺っております。この事案の業者さんにはまだ説明の有無については伺っておりません。いずれにしても、農地転用における説明の義務はございません。

それ以外のところについても、民々で工事について説明をすると伺うことが多いです。こちらの案件の業者さんに対しても伺っておこうと思えます。御質問についての回答は以上です。

議長

B委員さん、C委員さんからの御質問に対する回答を事務局よりいただきましたが、お分かりいただけただけでしょうか。

C委員

太陽光発電設備ができた後に雑草の問題等があると思えます。当初から通常の住宅を建てられれば、同じ町内会の会員となるので、その問題を放置している人を見つけやすいのですが、持ち主が変わってしまうと、どこに相談すればよいのかも分からなくなります。看板が立っていますという抗弁もあるかと思えますが、そういった問題についても業者には重々お話をしておかないと、先ほど言われた民々関係の話で完結してしまうと我々の手から切れてしまうという解釈になります。それでよろしいでしょうか。

もしもそういった問題が起こったときに、許可してしまえば、農業委員はノータッチです。当事者同士で解決してくださいということでよいのでしょうか。その辺りは気になります。

事務局

こちらで審議をしているのはその農地の転用が妥当であるかどうか、周囲の農業に影響が出ないかどうかになります。そういったところの判断をしているのであって、先々のことまで、例えば、20年間で償還するから20年間は実施しますと言われて、20年間の運営方法自体が妥当であるかどうかまでの審議まではこちらで行うことはできないと思えます。その部分で審議をして責任を負えるのかと問われれば、20年先までのことを追いかけていくわけにもいきません。あくまでも周辺農業への影響がないかとい

事務局

うことを御審議いただいております。当然、転用許可後に事業を実施されて周辺農地に悪影響が出るようであればその際には対応をさせていただきたいと思いますが、例えば宅地に草が侵入しているような問題が生じた際にはこちらでも審議ができず、責任は負えないと思います。

事務局

若干、補足をさせていただきます。基本的には今のお話のとおりです。御質問のあった●●●●さんから●●●●さんに移転するケースについては全て49.5kWです。看板設置が20kW以上で義務付けられていたと思います。いずれにしても●●●●さんが工事を施工されて、完了届を出されれば、その時点で法的には看板をされるようになります。したがって完了届を出されるまでに問題が起こるようなことになれば、工事が未完了の状態であることから、当方でその情報を把握して指導することが可能です。完了届が出た後に発覚してしまうと、先ほど事務局から申し上げたように農地ではなくなるので農業委員会として指導をすることは難しくなります。しかしながら完了届が出た後の管理が著しく悪いケースとして、草が多少生えるようなケースを除いて、例えば周囲の農地や宅地に重大な悪影響を及ぼすようなケースでは農地の関係となれば、先ほど事務局から申しましたように農業委員会も看過することはしません。宅地居住者等に影響が出るようであれば、問題の内容によって、担当する所管の部署が変わってきます。影響の程度が酷ければ、例えば環境部が対応および指導をしていくということが起こり得ると思います。どのような事例でどの部署がどのような対応をするのかということは一概に申し上げられないのですが、5条による転用完了後は、一応の形として一旦、農業委員会から離れる事案となります。

議長

よろしいでしょうか。今は売電価格も非常に下がっている傾向にありながらも、太陽光パネルの設置の転用許可申請が多く出てくるところには矛盾を感じております。本日の新聞の広告にも入っていましたが、荒廃地、遊休農地、山林の賃貸や所有権移転の案内が出ておりました。余談になりますが、徳地の場合は平米単価が50～60円単位で売買されて所有権が移転しております。単価50円としても約1反あたり50万円になります。立地条件が悪くても1反あたり50～60万円の売買価格となれば、地権者たる所有権者も売買を考えることになるのではないかという気もいたします。徳地にはもともと太陽光パネルはありませんでしたが、今ではどんどんと増えつつあります。そういったところで現在は所有権移転が起こっており、農業委員会がその事例に対応することが件数として表れていると思われました。

他にございますか。

議長

特にないようですので、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。

【意見なし】

議長

それでは、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。ただいま審議しました農地法第5条に係る審議のうち、事業計画変更に係るものを除く議案第17号から議案第40号、議案第42号、議案第46号から議案第51号、及び議案第53号から議案第63号について、一括で採決を行います。農地法第5条に係るこれらの申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。
事務局より説明をお願いします。

それでは、33ページをご覧ください。
合わせて参考位置図56ページをお開きください。

事務局

議案第64号、仁保下郷です。

申請地は、JR宮野駅から南東へ2.1kmに位置する、農用地区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に本店を有し、畜産物生産加工販売業を営む法人です。

申請地は平成30年12月21日付けで、堆肥舎を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、当初の予定より大きな堆肥舎を建設できる目途が立ったため、面積を変更するものです。

議案第65号大内長野、及び議案第66号から議案第69号秋穂東につきましては農地法第5条申請と合わせてご説明しましたので省略いたします。

以上の事業計画変更の全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、ま

事務局 た、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものと認めます。御審議よろしくお願ひいたします。

議長 次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員 問題ありません。

川東地区委員 問題ありません。

議長 ただいま事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。
事業計画変更に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひいたします。

【意見なし】

議長 それでは、以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。採決に入ります。ただいま審議しました事業計画変更に係る審議、及び関連する議案第16号、議案第41号、議案第43号から議案第45号について、一括で採決を行います。事業計画変更等に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長 全員挙手と認め、ただいま審議しました事業計画変更等に係る申請については、「許可」といたします。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局 それでは、37ページをご覧ください。

農用地利用集積計画について説明いたします。

事務局

議案第70号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、
合計16筆19,831.60㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。御審議よろしくお願いたします。

議長

ただいま、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

なお、今回は農用地利用配分計画に対する意見聴取はございません。

次に、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積について審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、38ページをご覧ください。

議案第71号、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積についての審議です。

今月開催されました地区協議会で協議していただいた結果をとりまとめ、案として提示しております。

議長

地区協議会での協議結果とのことですので、各地区協議会からの報告をお願いします。

北部地区委員 北部地区協議会ですが、協議の際に、●●委員、●●委員、●●委員から、生計が成り立つかを考えると3反は耕作する必要があるという意見が出ました。そこで、全員の挙手をもちまして、このままで変更しないということに決定しました。

それと、遊休農用地対策としての別段面積については、将来に向けて研究し、また、空き家対策としての別断面積も、法改正後に市と協議していくということになりました。以上です。

中央地区委員 中央地区協議会です。協議の結果が、現状でいいということになりました。見直しについては、次回のセンサスを見て検討しようということで意見を集約しました。

川東地区委員 川東地区協議会ですが、協議した結果、次の農業センサスの結果を見てから検討するというので、まとまりました。現在の別段面積は30アールのままで、遊休農地、空き家対策については今後研究していくということでございます。

川西地区委員 川西地区協議会です。別段面積については、50アールから30アールに移行して間もないということもありまして、このまま変更しない方がいいということになりました。

空き家対策につきましては、空き家に附帯する1アールとか2アールの農地について、なかなか売買しづらいという意見も出ておりましたけれども、当面は現状どおりとするということで集約しております。

徳地地区委員 徳地地区協議会ですけれども、別段面積の面積変更等につきまして、変更しないということで意見がまとまっております。

その他、空き家対策につきましては、空き家附帯の農地の売却が難しいという話も聞いております。社会情勢を鑑みながら、今後検討していく必要があるだろうということで意見がまとまっております。以上です。

阿東地区委員 阿東地区では別段面積30アール、遊休農地、空き家附帯農地いずれも今のままでいいという結果になりました。

議長 ありがとうございます。それでは、改めて事務局から詳細を説明してください。

事務局

この事案につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」という国からの通知に基づき、毎年、修正の必要性を検討することとなっております。そのため、各地区協議会で協議をしていただいたところですが、先ほど御報告いただいたとおり修正の必要性は認められませんので、修正しないものとして提案させていただきました。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました別段面積について、「修正しない」と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、別段面積については、「修正しない」と決定します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願ひします

事務局

それでは、39ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図60ページをお開きください。

議案第72号、白石一丁目です。

登記地目が畑の土地1筆、72㎡については、昭和49年に建物が建築され、建物敷地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第73号、平井です。

登記地目が田の土地1筆、661㎡については、昭和52年に建物が建築され、建物敷地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお

諮りするものです。

事務局

議案第74号、佐山です。

登記地目が田の土地1筆、2, 983㎡については、平成10年頃から耕作を放棄され、荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。ただいま、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第72号から議案第74号の現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、現況証明につきましては全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願ひします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。7月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

報告については以上です。

議長

ただいま、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願ひします。

【意見なし】

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

議長

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和元年度第5回山口市農業委員会総会議事録である。

令和元年8月20日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 海地 博志

署名委員 片山 潤之

記 録 者 岩本 康英